あそびば 運営規約

第１条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

「　あそびば運営事務局　」

第２条（会の目的）

本会は、「『豊かな外遊び体験を！』という願いを込めて、遊びに夢中になれる居場所づくりを。」という理念のもと、以下を目的とする。

（１）北信地域の子ども達の健全な育成する。

（２）地域の子ども達を地域のみんなで支え、見守る機会を作る。

（３）多様な外遊びを体験する機会を作り、子ども達の自発的な育ちや学びを支援する。

（4）遊びを通して地域の子どもや大人の居場所づくりを行う。

第３条（設立日）

本会の設立日を以下の通りとする。

２０２０年7月１７日

第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

［本部］〒381-0405　長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8887

［山ノ内町支部］〒381-0405 長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8887

［中野市支部］〒383-0022　長野県中野市中央2-6-11

［木島平村支部］〒389-2301 長野県下高井郡木島平村穂高2887-13

第4条（会員）

本会の会員は次の各号に掲げる区分とし、本会の定める諸規定を守るものとする。

（１）正会員　本会の目的に賛同し、事務局スタッフとして入会した者

（２）準会員　本会の目的に賛同し、見守りサポーターとして入会した者

第5条（役員）

この会に以下の役員を置き、正会員の中から選出する。

代表　　1名
副代表　　1名
会計　　1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第7条（役員）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。会計は本会の会計を担当する。人気は2年とし、再任は妨げない。

第8条（活動）

本会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の号に掲げる活動を行う。
（１）プレイパークの企画・運営
（２）事務局スタッフ・見守りサポーターの育成
（３）地域の子ども達の自発的な育ちに関する支援活動
（４）地域への情報発信活動
（５）保護者への子育てに関する啓発活動
（６）その他目的達成のために必要と考えられる活動

第9条（経費等）

本会の経費は、会費・寄付金・助成金・その他の収入をもってあてる。
会費は、次の各号に掲げるものとする。

（１）正会員　２０００円
（２）準会員　１０００円

会費は、総会においてに納入するものとする。ただし、代表が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

（1）会の役員は次の会員とする。

代表　　山崎龍平

副代表　　原隆一郎

会計　　黒岩信弥

（2）この規約は、あそびば設立日である２０２０年7月１７日より施行する。